

日本学術会議の組織・ガバナンス等に係る論点整理

○ 運営助言委員会

【要検討事項】

①運営助言委員（会長任命・任期3年）の選考はどのようにして行うか。

→法人発足後速やかに（遅くとも2027年2~3月の総会にかける議案の意見聴取までに）任命の必要があるが、新体制で選考を行うことでよいか、現体制のうちに委員の属性の構成割合等について検討を開始するか。

<参考>

○日本学術会議法（令和7年法律第70号）（抜粋）

第三十六条（略）

2 前項第一号及び第四号から第八号までに掲げる事項【注：総会の決議によることとされている事項】に関する議案は、会長が、役員会の議を経て、総会に提出する。

3 会長は、第一項第一号及び第四号から第七号までに掲げる事項に関する議案を総会に提出しようとするときは、運営助言委員会の意見を聴かなければならない。

○ 会長候補者選考

【要検討事項】

①-1 総会における会長選任に先立ち、会長候補者の選考を行うか。

※今回は新会員を含めた全体像（230名）が8月の臨時総会後に明らかになる。

①-2 会長候補者選考を行う場合、選考方法はどうするか。

- ・自薦・他薦の受付等の選考プロセス、選考を行う会議体・委員会をどうするか。
- ・選考を行う会議体等の構成員をどうするか。

② 総会における会長選任の手續はどうするか。

→所信表明の実施や、（事前の選考がある場合）選考された候補者以外からの選任も可とするか。

<参考> 成立時総会において会長が選任されるまでの会長職務代行者について

○日本学術会議法（令和7年法律第70号）（抜粋）

（会長の職務を行う者等）

第八条 内閣総理大臣【注：光石会長に権限委任】は、施行日前に、附則第三条第一項の規定により会員予定者として指名した者のうちから、会長が選任されるまでの間会長の職務並びに附則第二十二条第二項及び第四項に規定する職務を行う者を指名する。

2 （略）